

竹原市総務文教委員会

平成27年12月3日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第55号 竹原市水道事業経営審議会条例案
- 2 議案第57号 竹原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
- 3 議案第58号 平成27年度竹原市一般会計補正予算(第3号)

(行政報告)

- 1 竹原市教育大綱について(教育委員会 報告)

(平成27年12月3日)

出席委員

氏 名	出 欠
山 元 経 穂	出 席
川 本 円	出 席
今 田 佳 男	出 席
竹 橋 和 彦	出 席
堀 越 賢 二	出 席
北 元 豊	出 席
脇 本 茂 紀	出 席

委員外議員出席者

氏 名
高 重 洋 介
井 上 美 津 子
大 川 弘 雄
道 法 知 江
宮 原 忠 行
松 本 進

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長	西 口 広 崇
議会事務局次長	住 田 昭 徳
議事庶務係主事	前 本 憲 男

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	細 羽 則 生
総 務 部 長	中 川 隆 二
公 営 企 業 部 長	宮 地 憲 二
企 画 政 策 課 長	松 崎 博 幸
財 政 課 長	沖 本 太
税 務 課 長	向 井 聡 司
教育委員会教育次長	久 重 雅 昭
教育委員会学校教育課長	九十九 邦 守

午前9時50分 開会

委員長（山元経穂君） ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、12月定例会の総務文教委員会を開会致します。

副市長より発言の申し出がありましたので、これを許可致します。

副市長。

副市長（細羽則生君） 改めまして、おはようございます。

委員長をはじめ、委員の皆様におかれましてはお忙しい中、委員会開催頂きましてありがとうございます。本日は総務文教委員会に付託頂きました水道事業経営審議会の議案外2議案につきまして御審議頂くことになっておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

委員長（山元経穂君） 本日、本委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

これより議事に入ります。

それでは、本委員会に付託されました諸議案を一括上程致します。

本案の概要について、順次執行部の説明を求めます。

公営企業部長。

公営企業部長（宮地憲二君） それでは、私の方から議案第55号竹原市水道事業経営審議会条例案、これについての御説明をさせていただきます。

水道事業におきましては、現在人口減少に伴う水需要の減少が続く中、施設の老朽化が進んでおりまして、今後計画的な更新を図ることなど対応が必要とされておりました。こうした中、本議案を提出させて頂きましたのは、水道事業について将来にわたって適切な運営を図るため、経営に関する事項を調査審議する市長の附属機関を設置させて頂くというものでございます。

条例の内容につきましては、市長の附属機関として竹原市水道事業経営審議会を置くとともに、当該審議会の委員を10人以内で組織すること、学識経験者や水道の利用者のうちから市長が委嘱すること、委員の任期を2年とし、再任を妨げないとするなど、必要な事項を定めておるものでございます。

この背景について御説明を申し上げますと、全国的に人口減少に伴う水需要の減少と高度成長期に整備されましたインフラの更新時期を現在迎えております。全国の水道事業で経営破綻を招くことが危惧される状況を受け、厚生労働省よりアセットマネジメント、資

産管理を活用した中・長期的な事業計画を策定し、将来にわたって老朽施設の更新，耐震化を適切に実施しながら安定的な事業運営を図るよう要請があり，本市においても同様の経営課題を有しており，その対応が求められております。

本市の取組と致しましては，平成25年度にアセットマネジメント計画及び耐震化計画を作成し，これを踏まえまして，平成26年度から本年平成27年度において今後将来の竹原市における安心・安全な水道水の安定供給を図っていくために竹原市水道事業経営健全化計画，これを作成しておるところでございます。この計画を推進する上で，適切な企業経営，運営など事業の透明性を高める観点から使用者の御意見や専門的，客観的な評価を反映させる必要があるので，今回この審議会の設置条例案を提案させて頂いておるものでございます。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） ありがとうございます。

それでは，質疑に入りたいと思います。

質疑をお願い致します。

脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 今の報告でアセットマネジメントを平成25年に，そして平成26年から27年に水道事業健全化計画というものがもう既に策定されておる。その分の策定された上でこの審議会を開催をして，それ以外にも全体をさらに審議するという事なのか，それともそのアセットマネジメント，あるいは水道事業全体計画そのものの作成にこの方が当たられるのか，それが1点と。

それから，もしそれが，アセットマネジメント水道事業健全化計画というものが策定されてるとするならば，例えば議会に対する説明とか対応というのはこの運営審議会との関連の中でどういうふうに位置付けられているのか，その点をお伺いしたいということであります。

3点目は，さっきの説明では学識経験者及び水道の使用者ということでこの運営委員の設置をお伺いしましたが，この会議の使用者と言われるものは具体的にはどのような方を想定されているのか，また学識経験者も具体的にはどのような方を想定されているのか，その3点についてお伺いします。

委員長（山元経穂君） 公営企業部長。

公営企業部長（宮地憲二君） 先ほど御説明致しました竹原市水道事業経営健全化計画，

これは現在策定中でございます。この審議会にお願いするのは、この市の素案というものを示しまして、その中で経営の健全化にちゃんとそういう思想が盛り込まれておるか、またプロの、いわゆる経営の専門化の目から見てこれは正しい計画であるかと、そういったところの審議をお願いするようになるかと思えます。

2点目の、ですからそれを受けた後に、議会の方には策定した報告をさせて頂きたいと考えております。

3番目の委員会のメンバーでございますが、現在考えておるのは、経営もしくは会計学と申しますか、経営学と申しますか、そういった大学教授にお願いしたいと考えております。また、中小企業経営診断士、こういった方にも参画頂ければと考えております。

使用者の方でございますが、まず住民の使用者ということで、自治会ですとか女性会ですとか、あるいは民生委員、こういった中で御推薦を頂こうと考えております。

あと、商工業の使用者ということで、商工会議所の御推薦、あるいは現在大口で使用して頂いている企業、こういった方々に参画頂こうと考えております。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 水道事業健全化計画の素案というのはあって、それをたたき台にしてこの審議会が成り立っている、そこで議論をされて、その素案がいろいろ修正されたり改善されて最終案を策定するんですよ、それが市議会に委ねられた委員ですと、そのことについてはわかりました。

例えば対議会の話ですけども、今のこの今日の提案では、率直に言ってその素案がどうい問題意識を持っているのかというのが伝わってこない。非常に概略的に、水道事業について将来にわたって適切な運営を図るため経営に関する事項を云々というふうに書かれて、さっきおおよその問題点は上がってましたよね、水需要の減少云々であるとか人口の減少問題とか、あるいは水道の施設が老朽化しているだとか、そういう様々な状況の中でこれを整理されるんだという概要はわかったけれども、しかし少なくとも市がそれをされる場合に、どんな問題意識を持っているのか、こういう問題意識を持って素案をつくりましたから、これをさらに深めるための審議会を開きますというふうな、全部詳しくそれぞれ出して言えとは言わんけれども、少なくともその素案に入れ込んで問題意識というんですか、市としてのこの健全化計画をつくるに關しての問題意識というふうなものは、もうちょっと議会に提起をして頂いてもいいんじゃないかと思うんです。だから、これが議

案審議の際に、こういうふうにはこれは委員会定例審議会条例案の策定だから、確かにこれはこのことが議案でないんですけども、少なくとも今この問題に関して、市としては例えばこういう問題意識を持っていますよと、その素案に盛り込まれる主な内容はこういうことですよと、それを今度審議会にかけてさらに詳しく議論していくんですよというふうな提起があつてしかるべきではないかという気がするんです。だから、多分これ審議会そのものに、第1回目に諮る時には素案の概要が提示されてる、その素案の概要が提示されてる時も、前はその素案の概要というたら根幹ということですよ、そういうふうなものがどのようなものであるかということについてお伺いをしておきたいと思うんですけども。

委員長（山元経穂君） 公営企業部長。

公営企業部長（宮地憲二君） 今現在水道事業におきまして置かれている状況というのは、先ほど、イメージ的なお話で申し訳ないんですけども、実際に年々有収水量といえますか、水需要が確実に減少をしております。経営上、まず収入がそういう状況の中で、さらに追い打ちをかけるようにインフラ整備の部分の更新時期を迎えております。これを現在の資産をそのまま更新しようと致しますと、莫大な資金が必要となります。じゃあ、その財源はどうするんかという話になってくるんですけども、そうした中でこの健全化計画は、まず例えば事業の投資計画と財政計画の2本立てでその全体の健全化計画を策定しようとしております。ですからそれを、例えば投資計画の方におきましては施設の更新の時にサイズを、ダウンサイジングと言いますけども給水人口に見合った施設にやりかえていくとか、また場合によっては水系を統廃合する中で投資の費用も抑えたり、また維持管理費の削減、こういったことを総合的に考えながら今その健全化計画というものを策定して、素案を今月いっぱいでき上げようとしております。当然それを、一定にはそうした考え方を入れて市としてもつくってはいるんですけども、その内容について、さらにこれは公営企業法でも水道法でもなんですけども、経営に当たってはまず原則がありまして、公営企業の場合は基本的には使用料をもってその事業費を賄わなくちゃならない、これが基本原則。その中で、とは言っても企業経営ですので、一定には安定する必要がある。ですから、儲けてはいけないけど潰れるようでもいけないという、そういった状況でこういった料金とかいろんなお金とか金額の負担、公平な負担というのを常に図りながらそれを決めていかななくてはいけないという基本原則がございます。そうした意味合いで、私たちが今つくろうとしている健全化計画の中にも当然使用者の実体経済といえますか、そういった意見も反映させなくてはいけないことになってますので、そうしたことを

見える形でこの計画をつくっていくために、そういうことでこの審議会の評価とかそういったものを反映させてこの計画をつくっていきたい。こういうことで審議会に素案に対する評価を反映させるということと、この審議会はこれだけのためではありませんで、基本的に公営企業経営する場合には3年から5年ぐらいに1回は経営状態をちゃんと見直しなさいっていう、しなさいという法律上の義務ではないんですけども、その方が、そういうことを勧めますというつくりになっておりますので、今回のこの設置させていただきます審議会は、後々もその都度その都度の経営の状態、適正な経営がなされているかというチェックもあわせてするために、是非この審議会をつくらせて頂きたいということでございます。

委員長（山元経穂君） 今脇本委員からの質問がありました議会への定義についてという答弁が抜け落ちていると思うんですが。

公営企業部長。

公営企業部長（宮地憲二君） 済みません。

申し訳ありません。今回こういう取組を各市行っておるんですけども、この段階ではいろんな条件っていう様々な課題とかそういったものがある中でなんで、各市の議会に対する進め方を見ましても、それが正しいのかどうかは、申し訳ないんですけども、一定にはそういった営みを行った後に計画を行政報告という形でまず示させて頂いて、その先には例えば条例改正が必要であればそこでその説明を含めてさせて頂くような流れで大体やられているのを参考にさせて頂いてるということでございます。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） そこで、例えばこれで具体的に議会に出されることはもちろん、例えば統廃合するだとか、あるいは水道料金にしてでも、そういう様々な問題が出てきた時に、そういう計画を策定する過程の中でしっかり議論をしておれば、その時に、要するに紛糾をせずに済むんだけど、大抵の場合は今のように最後に結論言う時に議会に諮る、すると賛成か反対かということになる。だけど、計画策定の段階、最近ではどの問題でもそうなんですけど、計画を策定していく過程も中間報告のような形で委員会ごとに議会に報告して頂ければ、例えばこの課題がどういう課題であるかということとはもっとみんなにわかりやすくなるんです。今の進め方でいくと、結局この審議会が最終的な素案をまとめて一つの形が出るだろう。そのできたものを審議というのは議会にかけられる必要があるんです。そうでなくても、その案はそれが一つの案としてもう出ている。あとはもう、それ

が我々に諮られる時は具体的な処理が、条例改正なりそういうものに従う時ですよということなのか。そこらあたりを、この間様々な審議の中でそこらがどうも、議会はいわば最後の決定をするだけであって、審議の過程では余り、報告をするだけというふうなことになるのが現状です。そういう意味で、この策定過程、素案というものがあがりながら素案を我々は全然知らない、審議会にはかけられる、審議会に我々の代表が出ているわけでもない。したがって、今度はこれが条例になる時になったら初めて議会にかけますということになりやすい。だから、例えばこの審議会の審議過程や、あるいは審議会の結論といったものは、何らかの形で議会に報告をされるという用意があるのかどうかということをお伺いします。

委員長（山元経穂君） 公営企業部長。

公営企業部長（宮地憲二君） 一応この審議会の運営につきましては、どこまで載せるかっていうのもあるんですけども、基本的には審議会で示されている資料ですとか議事録を載せてるところまでではないんですけども、そういうことに関しましては、常にホームページの方で、議会というよりも市民の皆様に見える形で運営していこうとはしております。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 今日の委員会、あるいは総務文教委員会はもちろん水道事業に関して所管してると。そういう意味で、今審議会がつくられるわけですけど、例えば今の水道事業が抱えてる諸課題は、理事者側と議会側の間で一定の共通認識があった上で、例えば最後の結論を入れる段階においても、一定の共通認識のもとで進められていくべきだと私は思うんです。そういった意味では、例えば素案ができた段階でこれから審議会はこういうふうにしますよと、しかし審議会ではこういう重要課題について審議会に諮ろうと致しておりますと。そういうことについてはせめて報告があるべきなんです。報告が見直されとる、その審議会の結論が出た段階でこういう形になりましたということももちろん報告があるべきだと思うんです。そうしないと、例えばこれが施策としてしっかり議会としても議論するというための土台というか、前提になる認識というふうなものを理事者側と議会の中で持った上で今後進められていくことっていうのは望ましいというふうに思うんですけども、そういう意味で私は、今どこの審議会というものと、それから素案であり最終案であり、あるいは新たな条例案という形で出てくることであれ、何らかの形で中間報告なり経過報告なりをされるべきだと思いますが、その点についてお伺いします。

委員長（山元経穂君） 公営企業部長。

公営企業部長（宮地憲二君） 議員御指摘のとおり、共通認識を持って議論しなくてはいけないというのは当然だと思います。そうした意味で、審議会の開催途中、どこの時点になるかもわかりませんが、中間的な状況の報告は委員会の方へさせて頂きたいと思います。よろしくお願いします。

委員長（山元経穂君） ほかにございますか。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 内容的には私も脇本委員と同じような、10人のメンバーの内容がどうなのかというところなんですけど、例えば先ほど言われましたように、大学の教授であるとかもろもろ、余り斬新な意見が出にくいような気がします、イメージ的に。今後のこういったような様々な事業に関して新しい意見というか、そういったようなものを幅広く収集をして今後の水道事業に反映をさせたいということであれば、言えば全くの素人とは言いませんけど、じゃあ例えば竹原市も地下水売れば、売って儲ければいいじゃんっていうような話が出るような、そういった開かれたような会議のようなものになっていけば、いやあ、それはこれこれこういうことだからできんよとばっさりやるのではなくて、そのために、じゃあどういふふうなやり方をしていくのがいいのか、そういったような意見がある中で今後この水道事業をきちんとしたものに継続してやっていくかっていう、何か新しいようなものが生まれるためのそういうような委員会というか会議になれば非常にいいなと思います。ですから、こういうような会議を開くっていうものももちろん大事ですけど、新しい風が吹いてくるような、そういったような人選をこの10名の中にしっかりと取り入れて頂きたいと希望しますが、そのあたりは先ほどの商工業者であるとか大口企業等々ありますけど、若い年代の人とかそういったようなことを少しお考えなのかどうかというのを伺い致します。

委員長（山元経穂君） 公営企業部長。

公営企業部長（宮地憲二君） 確かに将来の竹原市の水道がどうあるべきかとか、そういう議論の中ではそういったいろんな意見を反映させることも必要かと思えます。しかしながらという言い方で申し訳ないんですけども、現在竹原市が目指しておりますのは、収入が少なくなっている、どれだけ経済的で効率的で、要は企業を経営する上で要らないものはそぎ落とす、頂けるものはどんな形でも頂ける、そういったものを、将来の竹原市の水道が安定的に続けられる方策をこの計画でつくろうとしております。そういった意味で、今回の審議会におきましてはどこまでもそうしたところの、ある意味チェックを頂くよう

なことも期待しておりますので、また将来の目指す水道のあり方とかそういう議論とはちょっと趣が違うということで、今回の審議会におきましては、できるだけそういった認識の高い方の中で経営をとにかく、より安く水を皆さんへ安定供給するためのお考えとか御意見とか御評価を頂きたい、このように考えております。

委員長（山元経穂君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） ありがとうございます。

ということですので、先ほどもありましたように、できれば現在進捗状況であるとかそういうようなことの内容も含めて、また人口が減っていく中で収入減の改善をしていくということでもあります。いろんな施設の改修とかということもあります。よくよくわかりますので、このメンバーでそういったようなものも含めて、じゃあどういったようなものができたのか、もう当たり前のことが普通にただだけではわざわざこういう会合を開いてすることにメリットがないとは言いませんが、今後よりよい安定した事業のためということですので、出てくる報告も楽しみにしておりますし、そういったようなメンバーの方々はどういうふうな思いを持ってその会議をされたのかというような、会議内容の方もまた知りたいと思いますので、報告できる範囲内で結構ですので、また随時教えて頂ければと思いますのでよろしくお願い致します。

委員長（山元経穂君） ほかにございませんか。

北元委員。

委員（北元 豊君） 収入減というのはよくわかります。その中で投資計画あるいは財政計画を素案の中に今組み入れておられるということでございます。

我々全体的には竹原市の収入、あるいはやっていかなければいけないものの中での一部、この水道事業だろうというふうに思っております。特にインフラ整備というのは大変お金のかかるといいますか、金額のかかるところでもございます。素案の中でそのあたりがウエートが高過ぎて、竹原市全体的な進め方の中で大きなウエートを占めてくると全体的な計画が崩れてくるといいますか、健全計画の中でやっていこうというものが見直されたり、そういう状況下にも陥る恐れもあります。だから、この素案の中でそういう全体的なことを含んだ中での投資計画であり財政計画であるのか、その点をお伺いしておきます。

委員長（山元経穂君） 公営企業部長。

公営企業部長（宮地憲二君） 2年かけて現在その素案をつくっております。それはいろ

いろなデータ収集，それから始まりまして，現在大分形になってきております。そうした中では，様々なシミュレーションとかも当然やりまして，そうした中で，例えば今この場でのお話ということにはなりません，料金が，じゃあ幾らが結局公平な負担になるのか，水道事業が先行投資型でございますので，現在の方に全てそれを負担をして頂くということも，また公平の観点から成りませんので，じゃあ財源を幾らかは企業債とかを活用して今後の皆さんに御負担を頂くとか，そういったいろんな形をシミュレーション致しまして，できるだけ現在の使用して頂いてる方々に負担にならない範囲で，じゃあどれだけ事業の効率性を高められるのか，そういった形で現在その素案というものを何パターンか持ちまして，審議会の方でまたいろいろ御意見，評価を頂きたいと考えております。

委員長（山元経穂君） 北元委員。

委員（北元 豊君） そうであるならば，この素案に対する今後審議会のウエートといたしますか，すごく高くなると思います。投資計画，あるいは財政計画含めて全体的にどうかというところにいこうと思いますので，要は今脇本委員が言われましたように，我々も共通認識を持ちたいと，あるいはここはどうなのとかという，そういうものも含めて議論の場といたしますか，これは当然必要になってくると思いますので，その辺は見える形で審議をしていくよということをおっしゃっておられますので，それをきちっと励行して頂くようお願いしておきます。

委員長（山元経穂君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） 委員長から一言。

今各委員からの質疑がありましたが，随時情報提供ということで，理事者と議会と共通認識を持ちながら進めてまいりたいと思いますので，その一点だけはよろしくお願い致します。

では，次の議案に移ります。

税務課長。

税務課長（向井聡司君） 税務課でございます。

議案第57号市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案でございます。

議案参考資料により説明をさせていただきます。

7ページでございます。

1点目でございますが，9月議会におきまして番号法の施行に伴う条例の改正を行いま

した。こちらは総務省からの通知を受けまして、法人番号についてはインターネット上で公開をされることから、納付書や納入通知書に番号を記載することとして9月に改正をさせて頂きました。しかし、その後10月2日付で、改めてまた総務省の方から通知がありまして、さきの取り扱いを変更するという通知がありました。そのため、削除するとなったものでございます。市税条例におきましては、納付書及び納入者に法人番号を記載することとしていた規定がございます。その条文を今回削除するものでございます。

2点目でございます。

2点目ですが、こちらは市町村たばこ税の手持ち品課税の申告書の様式が地方税法施行規則に定まったため、条例の整理をするものでございます。

その他、このたび改正に伴います条文規定の明確化に対応をしているものでございます。

以上でございます。

委員長（山元経徳君） ありがとうございます。

それでは、質疑をお願い致します。

脇本委員。

委員（脇本茂紀君） ある意味では条例を変えるということは、全国の自治体に法整備させておきながら、次の議会でそれはもう改正させるその個人情報とか、結局何が原因でこうなったのか、何が問題でこうなったのか、載せたらどういう不利益が法人番号を載すことによって起こるか、したがってこれはやめて載せないようにしましたというところの、もったな具体的でわかりやすい説明を。

委員長（山元経徳君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） 本当に改正をしてすぐ改正するっていうような、大変申し訳ないとは思いますが、具体的な例と致しましては、例えば納税証明書のように書類を取得した人が、例えば第三者、金融機関等で払われると、あるいは融資のために持っていったらその納税証明書とかに番号があるっていうのは、これはもうまずいということで、これははなから番号は記載しませんよというふうになっておったんですけども、法人番号だけは記載をしますということだったんですが、国の方が、やはり行政がそういう納付書ですとか納入通知書に積極的に番号を表示するのはいかがなものかということで、今回落とすという通知が来たということでございます。

委員長（山元経徳君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） その法人番号と個人番号，法人番号の場合にもそういうことが起こると，それからまた個人番号で同じように起こり得るとしたら，例えばこういう前回の委員会で質問したように，それは縦でそれぞれ振り分けているんですから，それがつながってプライバシーがあからさまになるようなことはありませんよという今までの答弁だったし，そういうふうにしていたんです。ただ，今マイナンバーが具体的に施行されて具体的にマイナンバーの通知が行われながら，例えば届かないとか，こう言われてるのは，マイナンバーそのものを利用するのはそれぞれ個人の判断ですとか，それは使用をしないでは払えませんかということを行いながら，例えば全国の機関で必ずマイナンバー提示してくださいというふうなことが一方であって，そういう意味でマイナンバーというものの位置付けで，それはどうなんだろうっていう感じがするわけです，こういうことが起こるから。だから，逆に言えば政府というか国は，非常に安易に法人番号を掲載するっていうふうにやっておったと。実際にやろうとしてみたら今のような問題が起こると。したがって，それは撤回してこれも変えましたっていうことが起こるということ，ある意味ではそのほかの分野でもそういったことが起こるのかなというような危機感を持つ，これによって。これも税務課長が同じことしようたというのはわからんけども，マイナンバー制度の運用に関しても，前は竹原市としての対応の中でそういう個人番号と，あるいは法人番号の保護ということに関しては基本的にはどのような対応をしているのか，その点を伺っておきます。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） 今委員がおっしゃったように，前回9月議会，委員会でもこのマイナンバー制度のメリットという部分を最大限生かすためにも，我々としては国の制度趣旨を十分に踏まえまして，今回のような制度面，それからシステム面，両面で対応をしっかりとやっていきたいというふうに思っております。特にシステムの運用に当たっては，人的な悪用防止といいますか，そういう部分をまず念頭に置いてしっかりと職員への研修なり周知徹底を図っていききたいと。

今回のようなこの制度改正の趣旨は，我々としては申告をされる側，要は住民とか企業が申告とかでされる場合はマイナンバーを書いてください。行政側からそういう住民なり企業の皆様に通知をする部分には，それは必要ないことだから取り扱い上そういうふうになり，今全国市町村がそういう規定，条例を一部改正する。これは施行が1月1日からになっておりますから一部改正の一部改正という条例案になってるんですけども，そういう

ふうに取り扱っているようであればそれはやめるべきだという見解が示されたということで、我々はそういうふう理解をしております。ですから、繰り返しになりますけども、制度、システム両面でしっかりと対応はしていきたいというふうに考えております。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 新聞等を読んでみてもこのマイナンバー制度というものを、まだ正確な情報がしっかり伝わってないから作業の混乱が実際には起きてる。今の言うように、きちんとセキュリティーがかけてありますよとかということなんだけど、そこらのマイナンバー制度の運用に関して広報というか、今のようにこの情報に関しては、マイナンバーに関しては、前は本人以外の者には基本的には知らせませんよということ、それが今セキュリティーになってる。だから、そういうあくまでも非常に限定されたことだけでこれが利用できるもんだっていう歯止めというものはっきりさせておく必要があるんです。それで、もしどういふふうな使い方したら、例えば罰則があったりというふうなことになるないと、結局これが乱用されて悪用に使われたりするということも起こってるんで、そういう意味で、セキュリティーとしてのマイナンバーについての情報をしっかり周知してもらいたいと思います。そういうことだから、逆に言うたら、それを悪用する事例としてはこういうことがある、こういうことは注意してくださいということも含めて、もっと市民に広報したり、そこら辺の対応についてはどうですか。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） 委員御指摘のとおりだと思いますので、職員の周知徹底はもちろんでございますけども、そういった、例えば先ほど税務課長が言いましたように、銀行へ行った時に必要のないマイナンバーを請求されるとか、そういった銀行だけじゃなくていろんな場面でそういうことは必要ありませんというようなことも含めて広報等で周知していきたいと思います。9月の議会で上程させて頂きました部分については、行政内でこここだけで相互利用しますよというようなことで、教育委員会であったりとか生活保護の部分であったりとか、その行政内、行政間でのルールを決めた部分がございまして、今のところそれ以外に使用する見込みはまだ国の方からもおとりてきてないというような状況でございます。念のため申し添えます。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 実際に今竹原市の方にこのマイナンバー制度についての問い合わせといったようなものが現在までありましたかどうか、その点を教えてください。

委員長（山元経穂君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） マイナンバーの問い合わせの部分につきまして御説明させていただきます。

具体的にどのような内容で問い合わせがあったかという部分については、関係部署にしっかり確認をしてないので、その部分については申し訳ありません。ただ、今広報という観点で、総務課、また企画政策課、また関係をする市民健康課、こういったところが連携をしまして、各住民の皆様からその制度に係る中身についてしっかり教えてほしいということで、地元の方に具体的に伺いまして説明会を複数実施をしております。11月の下旬あたりから徐々に増えてきておりまして、12月におきましてもおおむね10回程度はもう既にやっているのではないかと考えております。その中で小さな細かいいろいろな事例の問い合わせを頂いてるところですが、わかっている範囲で今現在は回答をさせて頂いてるところでございます。

この部分につきましては、もし重要な事項があるのであればしっかりと、また広報紙、またホームページを使いまして、今後とも住民の問い合わせについては広報周知してまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（山元経穂君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） おっしゃるとおり、それぞれの地域で説明会等されてますし、様々なものでマイナンバー制度についてといったようなものも周知もしております。ただ、皆様も言う割には、実際にはそんなに興味もなかったりする人の話もよく聞いてます。なので、このマイナンバー制度によってメリットであるとかきちんとした申告であるとか、そういったようなものであれば、これは私はしっかりとそういったような個人情報とかは、保護はきちんとしながら運用は正しくしっかりと推進していくものだと思っておりますので、今まで以上に、今後特にメディアも詐欺に遭ったとかといったようなことばかり出して不安をあおるようなメディアの報道といったようなものがすごく目について、正しい報道でないなということも自分自身受けておりますので、ただ、雑誌、ニュース等でそういった記事を見たり聞いたりしますと、竹原市、私もこういうのが来たんだけどこれはどうなんだろうかねというような問い合わせ等はあると思いますので、そういう時には今ま

で以上にしっかりとした対応をして頂いて、正しい知識といたしますか、認識をして頂くような対応をとって頂きたいと思います。

ですから、メリットも含めてそういったような対応を、説明会等これから際限なくするといったようなことはないんでしょうけど、またそういった自治会に来てしてもらいたいなというようなものがあれば、両方あわせてしっかりと正しい知識といったようなものを周知して頂きたいと思いますので、よろしくお願い致します。

委員長（山元経穂君） ほかにございませんか。

北元委員。

委員（北元 豊君） 1点だけお願いします。

先ほど保護についてということで、しっかり職員研修をしていくよというところがございました。要はミスが起り得るのはシステム面と人的面とが往々にして起り得ると思います。世間一般にやっとなのは、相互牽制といたしましてダブルチェックをすとか、あるいは人を変えて、今のダブルチェックなんですけど、人を変えてさらに研鑽していくよとか、そういうものがあるわけなんです。職員研修という中で、職員1人に任せてしまうとそういうことが起り得ると思います。保護ということに関しましては今のようことをしっかり意識をして頂いて、職員研修においても絶対にあってはならんよというふうな、そういう指導のもとに進めて頂ければいいと思いますが、その点だけお願いしておきます。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） おっしゃるとおり、制度面はもちろんですけども、そういうシステム面においては9月でも御説明しましたように、このICカードといたしますか、そういう個人の職員の個人番号をもって端末にアクセスをして処理を行うということで、その記録も全て、誰が何時にその端末にアクセスをしたかということが記録としても残るようになっておりますので、人的な悪用防止というのは、もう言い方は悪いかもしれませんが、悪意を持った職員がいればそういうことは可能であるという部分も含めて、そういうダブルチェックと今委員おっしゃいましたけども、二重、三重にセキュリティーがかかるような形でシステムの方は構築をしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

委員長（山元経穂君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） では、次の議案についてよろしくお願い致します。

財政課長。

財政課長（沖本 太君） それでは、12月定例会に上程致します補正予算案につきまして、補正予算書に沿って御説明を致したいと思えます。

補正予算書の1ページをお開きください。

このたびの補正予算案の概要と致しましては、現在取組を進めております地方創生に関する事業と致しまして、公共施設へのFree Wi-Fi機器の設置に必要な予算、あるいは選挙年齢の引き下げに伴うシステム改修、また固定資産税の賦課更正に伴い還付するための予算などを歳出予算に計上するものでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,000万3,000円を追加し、総額を132億4,275万6,000円とする内容でございます。

補正予算書の3ページをお開きください。

歳出の補正内容につきましては、総務費と公債費の2款において追加計上を行うというものでございます。その個別の具体的な内容につきましては、事項別明細書で御説明を致します。

10ページ、11ページをお開きください。

まず、内容の1点目でございます。総務費総務管理費企画費につきましては、地方創生に要する経費と致しまして450万円の追加計上を行うものでございます。こちらにつきましては、大久野島を中心に外国人観光客が増加している中で、9月議会におきまして、外国人観光客の視点で本市の観光資源のブラッシュアップを図り、外国人観光客の周遊滞在を促すための具体的な戦略を含んだ行動計画を策定する経費について、地方創生先行型交付金の活用とあわせまして補正予算を上程し、議決を頂いているところでございます。こうした取組の一環となります外国人観光客に対する情報提供環境を整備を致しまして、本市内への周遊や滞在を促していくためのFree Wi-Fi機器設置に係る機器リース料と致しまして375万6,000円、及び当該事業を周知するための印刷製本費73万5,000円、合計450万円を追加計上するものでございます。このWi-Fi機器の設置場所につきましては、市内4カ所、これは忠海駅と忠海港、竹原駅前の観光案内所、町並み保存センター、この4カ所を考えており、財源につきましては国庫補助金でございます地方創生先行型交付金を100%充当するというものでございます。

続きまして、総務費総務管理費諸費についてでございます。

市税過年度償還金等に要する経費と致しまして、過年度還付金及び加算金を2,000万円の追加計上を行うというものでございます。こちらの内容につきましては既に新聞報道等で御承知のことだと思っておりますが、固定資産税の賦課におきまして、住宅の敷地となっている土地の課税標準額につきましては住宅1戸につき200平米まで評価額の6分の1とする、そういった特例措置がございますが、この特例措置を過年度にさかのぼり請求することによりまして、既におさめられた税額が減額となる、そういった案件が生じますので、還付に必要とする予算額を追加計上するというものでございます。こちらの財源につきましては、一般財源でございます。

補正予算書の12ページ、13ページをお開きください。

同じく総務費選挙費の選挙管理委員会費でございます。一般事務に要する経費と致しまして、選挙システム改修委託料の239万8,000円の追加計上を行うというものでございます。こちらにつきましては、公職選挙法の一部が改正され、選挙権を有するものの年齢が20歳以上から18歳以上へと引き下げられたということに伴いまして選挙システムの改修を行うというものでございます。

こうした改正内容が適用される最初の選挙につきましては、来年7月に予定されております参議院議員選挙となる見込みでございます。こちらの財源につきましては、約5分の1が国庫補助金、残りが一般財源となるものでございます。

補正予算書の14ページ、15ページをお開きください。

公債費元金について、地方債償還に要する経費として地方債償還元金2,310万5,000円の追加計上を行うというものでございます。

こちらの補正の理由と致しましては、予算上ではなく現金出納上における資金不足に対応するため、例年のように年度末を待たずに臨時財政対策債を早期に借り入れるということで資金調達を図ることとしたということで、元金償還額が増加して予算不足が生じるということで、補正予算として追加計上をさせて頂くものでございます。

財源につきましては、減債基金を充当するというものでございます。

補正予算書の10ページ、11ページに戻って頂ければと思います。

歳入でございますが、歳出の内容に合わせまして特定財源についても説明を致しました。歳入それぞれの説明は省略をさせて頂きますが、収支の均衡を図るということで、前年度繰越金を216万円及び繰入金金を4,288万5,000円、それぞれ計上しております。

以上が内容でございますが、なお人件費につきましては通常12月の議会で補正を行っておりますが、このたびについては行っておりません。その理由でございますが、国において人事院勧告の内容に基づく給与法の改正が年内見送られております。そういったこともありまして国家公務員給与の改定が行われておりませんので、国家公務員の給与を参考にして決める仕組みの地方公務員の給与については先行して改定することはできないということで、人件費の補正は行っていませんのでございます。今後と致しましては、年が明けて通常国会の中でその給与法の改正がされるという見通しでございますので、3月議会におきまして、平成27年4月1日付の人事異動分とあわせて人件費の補正を行おうと思っておりますので、御承知頂ければと思います。

以上が補正予算の内容です。

委員長（山元経穂君） 次も、公共下水も。

財政課長（沖本 太君） わかりました。

続きまして、公共下水道事業特別会計補正予算の内容でございます。

委員長（山元経穂君） 関係ない。失礼、なし。申し訳ない。

では、今の補正予算についての質疑を行いたいと思います。

今田委員。

委員（今田佳男君） これは税務課長の方に伺うことかと思うんですけども、固定資産税の還付について、できれば経緯がありましたら一応経緯を説明頂ければと思うんですが。

委員長（山元経穂君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） それでは、経緯について御説明をさせていただきます。

8月に次年度の固定資産税が変更となるであろうという対象者の方の固定資産税の課税資料を精査していたところ、その対象者のうちの一人が住宅用地に対する特例措置、6分の1減額の適用が漏れていることを見つけました。この方が平成11年の新築家屋であったことから、念のために同じ年の新築家屋、これは家屋を全て調査を致しました。そうしますと、この方を含めまして4件の減額特例の適用が漏れていることがわかりました。全国の自治体におきましても同様の課税漏れがたくさん報道されていたこともありまして、これはほかにも減額の適用から漏れているものがあるのではないかとということで、市内全域の家屋がある土地につきまして調査を行った結果、今回の34件の減額の適用が漏れているということが判明を致しました。こちらが経緯でございます。

委員長（山元経穂君） 今田委員。

委員（今田佳男君） これは大変な御苦勞が今からおそらくあるんだと思うんですけども、できるだけ早目に還付をして頂くということだと思えます。はっきり還付加算金の問題も出てくるとは思うんですけども、間違ってたということで、これはおそらく平成11年ですから十五、六年前の話が今わかって、今御担当の方が非常に苦勞されて整理されるということになると思うんですけども、早急に整理をして頂いて、おそらく住民の方、該当される市民の方がクレームつけられるということは余らないと思うんですけども、丁寧に対応して頂くようによろしくお願いします。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

協本委員。

委員（脇本茂紀君） 地方創生交付金、地方創生関連上乗せ金交付金に関する記事があります。それによると、上限の1,000万円を受給する竹原市は、2016年度の実施を検討していた空き家の実態調査前倒しをする形で9月の補正予算に組み込んだというふうに紹介されています。この地方創生の交付金、これ上乗せ交付金という書き方がされてますけども、今回提案されてるこの交付金、これに該当するものなんですか。そのそういう意味で1,000万円を上限としてこの記事に書いてあるんですけども、この1,000万円の上乗せ交付金で竹原市分の内訳っていうのを伺います。

委員長（山元経穂君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） 御質問にお答えします。

まず、交付金に2種類ございます。タイプⅠというもの、タイプⅡというものがあります。まず、タイプⅡの方から説明をさせていただきます。

このタイプⅡにつきましては、10月末までに地方版総合戦略を策定した場合に、1,000万円を上限としてその戦略に基づく事業について交付をするものでございます。これは市町の自治体の方から申請に基づきまして内閣府の事務局に対して提出をし、交付決定がなされるものになってます。本市におきましては、今議員がおっしゃられましたとおり、2016年に空き家の実態調査を検討しておりました。これを前倒しで地方創生に向けて活用できないかということで、実態調査をその交付金を活用しまして実施をするものになっております。

それと、先ほど申しましたタイプⅠのものにつきましては、これは先進的な優良事例となる取組について各自自治体が申請をし、その申請をした中身につきまして、内閣府が専門

家を雇いまして、その中でいろいろと審議をし、最終的に交付決定をなされるものとなっております。これにつきましては、市町村で1自治体当たり3,000万円から5,000万円ということになっております。今回Wi-Fiの整備を12月補正で上げさせて頂いておりますが、これにつきましてはタイプIの交付となっております。また、9月に観光のフィールドワークやそういう戦略をつくるというものがございましたが、これについてもタイプIのものとなっております。

以上です。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） その他、委員の方で質疑がないようですので、ここで一旦保留と致しまして、続いて委員外議員の発言の申し出について協議を行います。

松本議員から第55号議案、第57号議案、第58号議案について発言の申し出がありました。内容はお手元に配付のとおりでございます。

暫時休憩致します。

でいいですか、暫時休憩で。

午前10時54分 休憩

午前11時03分 再開

委員長（山元経穂君） 休憩を閉じて会議を再開致します。

松本議員の発言を許可することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

委員長（山元経穂君） 起立多数と認めます。よって、松本議員の発言を認めます。

この際、松本議員に申し上げます。審査の都合上、発言時間は一括して10分以内と致します。

それでは、委員席のマイクにて発言を行ってください。

松本議員。

委員外議員（松本 進君） まず最初は、水道事業議案第55号について、私はこの県用水の受水と自己水源の活用というのは、この水道事業の経営に影響を与えるということで、例えば県用水でも新聞報道はありましたが、36年度に新しくというふうな新聞報道があって、今度料金変更が行われるというふうな新聞記事もあります。ですから、水道事

業の経費の分と自己水源の活用については、決算で調べたら、中通水源を一つの例としても、取水能力に対して中通水源の取水は45%しかくみ上げてない。能力が、例えば100あって45しかくみ上げてないというような自己水源の活用であります。ですから、負担金自体というのはこの諮問の中の一つとして、あそこの県用水と自己水源の活用についても諮問を是非すべきじゃないかと、それについて確認だけはしておきたいというのが1つであります。

それから、2つ目が答弁の関係ですけれども、ここの分で言えば、これは先ほど税務課長の説明があつて、納付書で法人番号の記載をやる、それで今回は削除をする、そういう面で納付書の件とかいろいろありましたけれども、基本的には納付書で個人番号を書くようにした場合は、漏えいとかというのが非常に心配があるのかなという、先ほど答弁を聞いて思います。

それで、そこは通知が10月2日に総務省からあつたから削除したということがありましたけれども、先ほど同僚委員の質問がありましたが、マイナンバーでの漏えい防止、私は壇上で質問したかったんですが、これは市長の権限が関わる大きな問題だと判断したから、多くの市民がマイナンバーについての個人番号の漏えいとか流出に伴う人権侵害・悪用ということの心配が多くされてます。そこに対して、市長の時は個人番号は完全に保護できるかどうか、それをポイントに限って質問したんですけども、そういう機会が与えられなかったということは大変残念です。しっかりこの場で改めて聞きたいのは、個人番号の、これを扱うわけですから、削除したわけですから、個人番号に関わる関連の方は私はできないんじゃないかと危惧しますけれども、その点について明確にお伺いしたいと思いますし、先ほどの答弁で、総務部長の方は各担当課であつたから、だからセキュリティーは大丈夫なんだという趣旨ですけれども、これも各自治体間でのやりとりも行われます。だから、そこへは全国的には1回そこで情報を提供するところがある。そこでは、要するに内容が全部見れるような感じのシステムがあります。ですから、それを阻止するかどうかを改めて、総務部長としてか、国のところはマイナンバーの運用の基本ですから。国が何を言っているかわかりませんということだけでは、私はセキュリティーが大丈夫だと言つてはいけないと思いますので、これから各自治体間で番号のやりとりが運用されます。そこは2つ情報管理するところがあります。そこは、いろんな情報データが管理されるというふうに私は伺ってます。ですから、そこでの安全な体制まで確認されてるのかどうかを、私は必要だと思いますので御答弁頂きたいということでもあります。

それから、固定資産税ので補正予算に関わる、新聞報道では課税ミスであったということで、それを発見し対応するところは、担当課の御苦勞はあると思うんですけども、私がここで聞きたいのは、端的に言えば十数年の課税ミスを発見できなかったという、ここには構造的な問題があるんじゃないかという質問なんです。ですから、具体的に現場職員には課税、徴収、いろいろあるでしょうけども、現場職員がどれだけの課税事務をチェックして課税されてるのかなというのが大変気になるわけで、ですから、例えば具体的に聞きたいのは、固定資産税に関わる、例えば3年なら3年に課税額の評価替えがあるじゃないですか。そこで担当職員が何人おって何件の物件を扱って、要するに課税業務というのは現場へ行って確認して、正しいのかを確認には、私は一緒だと思いますから。ですから、そこまでやろうというのは大変なことだと思うんです。ですから、そこに私は構造的な問題があるというふうに思いますけれども、その業務量と人との差、それと関係あるのかどうか、私は課題に業務量が根本的にはあるんじゃないのかなという不安を持っていますので、その点について、課税ミスの原因、具体的には、可能な限りということも必要だと思うんですけども、全部出すということは不可能かも知れませんが、順次そういう業務量に対する適正配置が必要ではないかということについての答弁頂きたい。

委員長（山元経穂君） 順次答弁願います。

公営企業部長。

公営企業部長（宮地憲二君） まず、審議会への諮問に、議員が御意見持たれております県用水受水の削減でありますとか市内自己水源の余裕部分の活用、こういったものを諮問するのかという御質問でございます。

議員の御意見の部分を個別に諮問ということはございませんが、先ほどから申し上げておりますように、経営全体の効率化を図るための努力、こういったところについて見て頂くということになりますので、もし議員の御指摘の部分が経営に悪影響を及ぼしているようなことがございましたら、当然その是正について御指摘を頂くようになろうかと思えます。

ただ、ちなみに申し訳ありませんが、議員の御認識の県用水のことでございますが、これは決算で毎年報告させて頂いております。例えば今回の今年度の決算委員会で、26年度でございます。この中で県用水の受水単価、これは要は経費として県の方へお支払いしているこの金額を県から受け入れております水量で割った受水単価でございます。これが136円86銭となっております。これに対しまして、市の水を市民の皆様にお届けする

ためにかかっている費用、これが若干県用水の方が3円程度高い、26年度につきましてはこういう状況になっております。ただ、これは市全体の県用水も含めた経費の単価でございまして、純然たる県用水とそれ以外、純然たる市の水道の維持管理とかいろいろな経費を含めた単価をはじきますと、市の方は142円5銭、こういう計算になります。ということは、有効に使えば県用水が市の全体の管理経費を押し下げているということになるかと思えます。そういうことを考えますと、経営の観点から考えますと、むしろ県用水は有効に使うべきだろうということにはなるかと思えますが、それらも含めまして経営上の効率性、合理性、こういったものをこちらの審議会の方に諮問させて頂く、こういうふうにご理解頂きたいと思えます。よろしくお願い致します。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） 市税条例の体制に関わって、マイナンバー制度のセキュリティー的な御質問であったかと思えます。

こちらにつきましては、さきの9月定例会の時も御説明をしましたように、マイナンバーの基本的な情報は、まず住所、氏名、年齢、性別でございます。そこで、例えば自治体間で、今でも情報をやりとりしている部分であれば、例えば住基は住基の部分だけ、税については税に関わる情報だけというようなところを抽出して総合的に利用するというところでございますので、松本議員がおっしゃっているのはおそらく中間サーバーのことをおっしゃっているんだと思うんですけども、そこについてはなるほど、その個人番号、法人番号に関わるデータが蓄積はされていくとは思いますが、改めて9月でも御説明しました教育なら教育、税なら税、戸籍なら戸籍といったような、今でもそういう個別のデータだけが見れるというセキュリティーもかけておるわけですから、その部分については自治体、市町村、それぞれがそれぞれの部分でセキュリティーをかける部分と国が制度上セキュリティーをかける部分ということで、誰でもそこへ見に行けるというものではない認識をしております。

それから、税の過大課税といいますか、過大徴収をしていた件でございますけども、先ほど税務課長が御説明しましたように、原因については担当職員の方が適正課税かどうかというのを調査をしていた時点で発見をしたことが発端となっております。これについては、長年発見できなかったのかというのは、例えば今年で言うと、その担当職員があれでもと思ってほかの部分調べてみようということがあったということで、そういう慢性的な部分については大変申し訳なく思っております。その部分で改めて調査をし直そうとい

うことで、今回の場合で言いますと、平成24年に航空写真を撮っております。その航空写真から地番図等システム上そういう、地番図と航空写真を重ねた状態でその土地の上に家屋が建っているかどうかという確認作業も今容易にできるようになったということで、改めて全件を調査しようじゃないかということで、結果34件の誤りが抽出できたということでございます。これについては、だから突発的に起こったものではなくて、これまでの長年の蓄積といいますか、そういった入力漏れというのが、もう原因としては最終的な電算への特例適用という入力を漏らしていた、これが原因でございますので、その部分については、人数が今現在固定資産税係5名でやっておりますけども、年間700から1,000件程度の土地家屋の移動処理をしております。そういう中では、長年のシステム変更等もやってきた中で今5名体制ということになっておりますので、人員不足による入力漏れという認識はしておりません。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） 松本委員，残り3分です。

委員外議員（松本 進君） 確認していますこの件なんですけど、僕が確認したいのは、さっきのこの5人の職員は土地家屋の移動処理と言われましたね。私が言ったのは、評価替えて何件物件あって、5人なら5人の職員がやってる、そこには無理があるんじゃないかというようなことに答えてほしいということだったので、もう一度その部分を答えてください。3年なら3年の評価替えて何件の固定資産の物件を調査して、それを職員が何人でやろうるんか、これは業務量の関係で適切なんかどうかを確認したい。

それから、2つ目の分は番号の問題なんですけれども、中間サーバーではいろんな情報が扱われる。個人番号が扱われるのは社会保障や税や災害で、98の情報ですよ。ここで竹原市なんか大きな情報、この大きな、例えば医療とか広域とかいろんな暮らしの中核的な分です。そういった関わりの分が中間サーバーなら中間サーバーで名寄せされる。そこで完全に保護できるかどうかというのを私は確認しとるんです。市長が、できるんかという、あんた教えてください、できますよと。それを前提にしてから各担当課ではそれぞれ責任持ってやってるわけです。だから、安全なんですよと、心配することありませんということを、少なくとも市民に不安があるわけですからそれに応える必要があるわけです。それと行政間のやりとりがある、そこで漏れたらいけない、それは対策は大丈夫なのかということを言ってる。

委員長（山元経穂君） 松本議員，あと一分です。

委員外議員（松本 進君） 最後になりますけれども、水道の分で、是非県用水の管路のことを言いましたけれども、あれは今経費がかかっている分を数量で割っただけのことであって、実際事務というのは、ここでは配水とかいろんな人件費も全部そこでは入れてない計算になりますから、そこは問題がある、コストの問題が、140何ほど県用水が安いよと、136円安いよというのは計算が問題がある。そこだけは指摘しておきたいと思えますし、是非水道事業の根幹に関わる経営ですから、是非諮問でも県用水の問題や自己水源をもっと積極的に活用するというところだけは指摘になるかもわかりませんが、指摘しておきます。

委員長（山元経穂君） 順次答弁願います。

総務部長。

総務部長（中川隆二君） まず、マイナンバー制度に関わる部分でございますが、完全かどうかという御質問でございます。

我々としては、国の制度趣旨を十分に踏まえまして、制度面、システム面の対応をしっかりとっていきたくと考えております。

以上でございます。

税の方でございますけれども、今回の固定資産税の還付に伴う処理については、評価替えが云々ということではなくて、これまでの固定資産税の課税の適正かどうかという部分を毎年これはチェックをしておると。先ほど申しました件数は、毎年の新築であったり土地の名義が変わったりといったような処理をする中で、その処理が適正だったかどうか毎年確認作業をしておる中で発覚をしたものであって、評価替えに対して3年に1度、確かにそういう業務量は一時的に増える部分がありますけれども、先ほどもお答えしましたように、システム的な改修も含めて、今現在5名の体制ということで、これが人数が少ないという認識は持っておりません。

以上です。

委員長（山元経穂君） もう時間ないです。もうできない。答弁で終わりです。

公営企業部長。

公営企業部長（宮地憲二君） 先ほど議員の御指摘ということでございましたが、経費の積算につきましては人件費等もそれぞれ含まれた単価でございますので、その対比の公平性は確保されているものと考えております。

以上です。

委員長（山元経穂君） これをもって松本議員の質疑については終結致します。

なお、委員長から松本議員及び傍聴にいられている委員会外議員の皆さんに一言申し上げたいと思います。特に松本議員さん、これから質問を出す時は、きちっとした質問書を書いた上で提出して頂きたいことをお願いしておきます。

また、今回は第1回目を踏襲致しまして質問者にその意思を聞いてから判断して委員外議員の質問を受けることに致しておりましたが、今後は皆様に採決を頂いた上で、委員長権限による整理を行いながら質問を受けたいと思います。

以上です。

ここで行政報告を行うため、暫時休憩を致します。

報告のある担当課以外の方は御退席を。ありがとうございました。

11時35分を目途に再開致します。

午前11時24分 休憩

午前11時33分 再開

委員長（山元経穂君） 休憩を閉じて委員会を再開致します。

教育次長より発言の申し出がありましたので、これを許可致します。

教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） じゃあ、今回議案がございませんけども、報告案件が1件がございますので、教育大綱の説明をさせて頂きたいと思いますのでよろしくお願い致します。

委員長（山元経穂君） 続けてどうぞ。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） それでは、竹原市の教育大綱を作成致しましたので、委員会の方に報告をさせていただきます。

まず、資料の1ページをごらんください。

大綱の制定についてということで、大綱の趣旨でございます。この趣旨につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正をされまして、地方公共団体の長はその地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされております。この趣旨に基づきまして、竹原市の教育大綱、教育行政の基本方針、基本的な方針でございますけども大綱を定めたというものでございます。策定する場合には、総合教育会議で協議して定めるということになっておりますので、5月28日、これ第1回目になりますけども、第2回目が11月16日に総合教

育会議を開催し協議をして定めたといったところでございます。

次の竹原市の教育大綱の考え方、まず位置付けでございますけれども、これまでも総合計画をもとに教育行政をしておったということもございまして、総合計画を土台として教育大綱を策定するといったことが総合教育会議でも協議をされて、総合計画を土台として策定したといったものでございます。下の図のような位置付けになるというふうに思っております。

続きまして、2ページ目でございます。

策定期間でございますけれども、これは総合計画を土台として策定するということで、総合計画の期間を合わせて平成30年度までの4年間ということになっております。

大綱の見直しでございますけれども、見直しにつきましては、総合計画ですとか今後の社会情勢等の状況も踏まえて総合教育会議で協議、調整を行いながら必要に応じて見直しをするといったものでございます。

次、3ページになりますけれども、教育大綱の施策体系ということでございます。

これは5つの柱がございまして、学校教育の充実、豊かな家庭づくりと青少年の育成、生涯学習の推進、スポーツ・レクリエーションの振興、歴史文化の保存・継承・活用といった5つの柱で構成されております。

次の4ページ、5ページが大綱の中身となっております。

まず、大きな柱の学校教育の充実につきましては、就学前教育の推進、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成、信頼される学校づくりの推進、充実した教育環境づくりに取り組み、知徳体のバランスのとれた子どもの育成、及び夢を持ち子どもが輝く教育の実現を目指すとともにグローバルな視点を持つ子どもの育成、ふるさとを大切に思う気持ちを持った子どもの育成に取り組みますといったようにしております。下にその中の重点項目について掲げております。

次の2番目の豊かな家庭づくりと青少年の育成につきましては、家庭や地域の温かさを感じながら成長できるよう、家庭、地域、学校等が一体となって青少年の健全育成の推進、青少年が生き生きと活動できる環境づくりに取り組みますということにしております。下に重点施策として何点か掲げております。

次の5ページになりますけれども、生涯学習の推進ということについてでございますけれども、学びの成果が社会に生かされるよう、生涯学習推進の仕組みづくり、多彩な生涯学習機会の確保、充実、生涯学習関連施設の整備充実と有効活用に取り組みますということ

で、重点項目も3点ほど掲げております。

次のスポーツ・レクリエーションの振興につきましては、豊かなスポーツライフの実現、スポーツ指導体制の確立、スポーツ、レクリエーションの場の整備充実と有効活用に取り組み、誰もがスポーツ、レクリエーションに親しめるよう努めますということで重点施策として下に掲げております。

次の歴史文化の保存、継承、活用につきましては、竹原の歴史、文化や町並みが守られ生かされるよう、歴史文化を守り、伝え、育む人づくり、文化財及び歴史資料の保存、活用、仕組みづくり、町並み保存、活用、魅力づくりに取り組みますといったような内容になっております。重点施策として、下に掲げてあるとおりでございます。

これを11月16日の総合教育会議で大綱を策定致しました。現在既にホームページの方で公表をさせて頂いております。また、ホームページの方も御覧になって頂きたいと思っております。

説明については以上でございます。

委員長（山元経穂君） ありがとうございます。

それでは、行政報告に対する質疑を行いたいと思います。

質疑をお願い致します。

協本委員。

委員（脇本茂紀君） まず、総合教育会議、その総合教育会議の構成というのは。

委員長（山元経穂君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） これは昨年地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正をされまして、その時点で総務文教委員会にも若干説明をさせて頂きましたけども、総合教育会議、これは市長と教育委員、構成としては、が、そこで教育行政について市長と教育委員が調整協議をするといった会議でございます。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） それの市長と教育委員が協議される素材というか、たたき台がつけられるのはどこですか。

委員長（山元経穂君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） たたき台と言いますと。

委員（脇本茂紀君） いや、大綱のもとになる、市長と教育委員に協議をして頂く素案とか、そういうものを提示されるのは市長なんですか。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） これは大綱というのが、最初に説明したように、市長が総合教育会議に諮って協議をしながら市長が定めるということですので、それは事務局の方で最初の提案といたしますか、そういったものはしております。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） いや、聞いておるのは、市長部局の方ではその事務は具体的にはどの部局が担当して、教育委員会ではどの部局がやるんですか。

委員長（山元経穂君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） その役割分担につきましては、まずこの法律の改正趣旨に従いまして、企画政策課の方で市長部局は担当をしております。実際具体的な中身の部分につきましては、教育行政という部分の特殊性、また専門性、また継続性が重要であるという部分に鑑みまして、教育部局と議論をさせて頂いて、このたたき台の部分につきましては一緒に作成をさせて頂いたものでございます。

以上です。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 大綱で、ましてやその内容が箇条書きで出されている、だから詳しいことはわかりませんが、今の例えば新しい教育行政の中で、非常に学校教育の部分に、いわば主に教育委員会が取り組んでおる、とりわけ社会教育や歴史や文化やその他に部分に関しては生涯学習だという。教育委員さんは基本的にはどういう分野を代表された方がなっておられるんかどうかわかりませんが、そういうここで大綱に出されてきたような総合的なことを議論する上で、とりわけこの後の2、3、4とか学校教育以外の部分のところで、前にも言ったが、専門的な知見というのはどなたが持っているんですか、それを。総合教育会議の中でそれはどなたが持つんですか。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） 今脇本委員おっしゃった部分でいくと、事務局は企画政策課、教育振興課という部分ですが、社会教育部分、生涯学習部分については、今日室長が同席をしておりますけども、そういう庁内的な担当の部署は当然そのたたき台というか、素案をつくる段階では一緒になって調整をしてるということでございます。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 何が言いたいかというと、例えば教育委員さん今4人か5人おられますよね、その中には多分歴史や文化、社会教育、あるいは生涯学習、レクリエーション

とかいろんな分野されてる、むしろ4部門に関する専門化がおらんんじゃないかと思います。そこが教育大綱を決めるわけですよ、みんながそれぞれ教育委員さんじゃけえ何でも知っとるんかわからんけども、しかし何となくこの竹原市の教育行政の中でその部分が分離してる、いろんな意味で。本来は連携して、今までだったらそれが教育行政の中で第2の社会教育課になって、あるいは図書館や美術館も様々な歴史、文化の機能も教育委員会が持ってます、社会教育課というのを。その施設として、例えば美術館があったり図書館があったりした。この長年の流れを見ていた時に、その機能が大変不十分になってる。そのことが、例えばこういう大綱の中にもあらわれてきてるんじゃないかという危惧を持っています。これ大綱ですから、そんなに大綱としてどっかが間違うとるとかということはないと思う、しかし、ある意味では竹原市の歴史的、文化的な役割や価値があるというのが、この教育大綱の中にいろんな形で示されるものであるとするならば、そういう視点を持った定義というものが定められなければならない。今はこうやって箇条書きで出てきているけれども、例えば歴史とか文化の町竹原と言いながら、この教育大綱の中にはそれがどの辺であられるんですかというふうになる。これからの施策として、例えば市民が本当に教育、これは少なくとも市民の全てです、学生、生徒だけでなく市民全ての教育に関する大綱をつくらうということか、あるいは生涯学習の視点か、社会教育の視点、非常に重要になってくることを考えれば、その大綱を含む中にそういう意見も斟酌する、そういう役割ではないんだけど、それがある。そこが私は最近特に弱くなって、例えば今議論になろうとしている公民館と地域センター、分断にしても、そういう教育的な視点というのがその事業の中から薄らいでいってる気がする。だから、そんな意味で本当に教育大綱なんだから竹原市の教育を学校教育、社会教育も含めて総合的に、もっと言えばバランスのとれた将来構想が描けるような議論を是非その総合教育会議でしっかりしてほしいと思いますし、同時にその総合教育会議がそういう大綱を決める時に、そういう様々なものっていうものを踏襲する、あるいはそういう様々な意見もボトムアップで上げるような機能を、この大綱をつくと同時に求めなければ、国が法律変えたからつくれ言ようるけえつくるんじゃみたいなことになってはだめなんで、むしろ市民の総意としてこういう教育大綱を設けますよというふうな広がりをつくって行って、そういう視点を是非大綱の今後の展望の中で、それはある意味では教育委員会と企画政策課の連携ということになるけれども、あるいは生涯学習なんかも、しっかりした行政内の連携の中で、そこらが有機的になおかつお互いに切磋琢磨して雌雄するような議論を、特に市の職員に大綱というよ

うなものを、構成する市の職員の中にそういう空気が、機運を醸成する空気が必要だと思
いますが、いかがでしょうか。

委員長（山元経穂君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 総合教育会議の中で十分議論ということでございま
すけども、回数はそんなにないですけども、その中で十分いろんな文化も含めて議論して
いきたいと思います。

文化、歴史の関係なんですけども、今補助執行ということもございますので、これは毎
月文化生涯学習室と教育委員会、連絡調整会議を開いて常に連携しているといったような
状況で、また教育委員会も文化生涯学習室長が出席をして、議案がありますのでそうい
った文化関係の議案についても教育委員会の中で協議をして承認をして頂いて進めて
るといった状況ですので、総合教育会議、教育委員会におきましてもいろいろ連携をして
いきたいというふうに思っております。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） そこは是非お願いしたいと思いますし、そういうこれからの市役所
の急務として、室になっている部分も含めて、そういうところが本来社会教育課であれば
社会教育課長で取組になる。ところが、生涯学習室のために何となく今の話を聞いても、
別途連絡調整会議をしておりますけども、本当は生涯学習課長が出にゃあその話が進まん
わけなんです。そういうことに対して、例えば教育委員さんから質疑があっても答弁でき
んわけです。そういうことも含めて、もうちょっと生涯学習文化推進室の位置というもの
をもうちょっとしっかり位置付けてあげていくことを要望致します。

委員長（山元経穂君） 答弁はよろしいですか。

委員（脇本茂紀君） いいです。

委員長（山元経穂君） その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） ないようですので、これで質疑に関しては終わらせて頂きます。

これより自由討論に入りますので、委員会外議員並びに執行部の方は御退席を願いま
す。ありがとうございました。

それでは、これより自由討論を始めます。

住田書記の方から厳しく厳しく言われておりますので、自由討論と言えどマイクをつけ
て発言するようによろしくお願い致します。

副委員長（川本 円君） いいですか。

委員長（山元経穂君） どうぞ。

副委員長（川本 円君） まず、今回の議案に対することではないんですけど、今回ありました発言通告書について皆さんの御意見を聞きたいんと、私の思いを言わせて頂いて。

まず、この様式について。この発言通告書というのは一般質問とか緊急質問、質疑に対する様式であると。今回はこの総務文教委員会としての通告書を改めてつくっとるわけじゃないわけです。さっき局長とも委員長とも話したんですけど、本来であるならば、この総務文教委員会への発言通告書をつくるべきじゃし、受領印のところも北元議長を始め、当然山元委員長の印鑑をついたものをつくるべきだと。それと、あと発言の趣旨の内容につきましても、より具体的にペーパーサイズでどういうことを議員は質問したいのかとわかるような様式に今後変えていく必要があると私は今回特に感じたんですが、皆様の御意見をこのあたり聞きたいと思います。お願いします。

委員長（山元経穂君） 脇本委員さん。

委員（脇本茂紀君） 制度をつくってすぐじゃけえ今までの様式でやりようるわけだけど、それは今おっしゃるように角度を変えてと言やあ何でもありなんじゃけえね、今。だから、角度を変えたら角度を変えたなりに発言通告は必要になりますから、それはそうするように。今言う委員長の決裁、取り上げるかどうかということも諮らにゃいかんわけだから、いずれにしても発言通告については、質問の趣旨がはっきりと伝わるようなものにしてほしいと。少なくとも、題だけじゃなしに、この点とこの点とこの点とこの点について質疑を致しますというふうなものを出してもらおう。

委員長（山元経穂君） 今回はこういう今あって今後改善されるんでしょうけど、私だったらこれ絶対受けません、受理しません。

委員（脇本茂紀君） とにかく今回感想的に言うけど、今回、例えば昨日の総括質疑みたいな感じでもう質疑もばさっと切っとるんじゃけえ。今度は委員会での質疑もこれじゃだめですと切った場合にどうなるんやということ。これは制度の問題、だから少なくとも、さっきの住田さんとの話なんだけど、例えば総括質疑というのは本来はできる限りせにゃいけんというのは、今回の議会はこういうもんです、今のところ市長の所信表明というのはないけえ、ないけえ言うちゃいけん、挨拶がないけえじゃけど、この2回の委員会ではそれほど大きな、唯一焦点としたらマイナンバー制のようなものが焦点になるので余りそういう議論にならんかったんですけども、やがては今の言うように議員を二分ような議案

が出るわけじゃけえ、その時には賛否両論がしっかり総括質疑の段階から討議を進めて、それで討議を進めることによって、ああ、今回の議会はそういうことが焦点なんだねということがそれぞれの委員会に引き継がれるっていう意味で総括質疑は重要だと思います。だから、松本さんの言うように、何でわしだけがして、他の者はせんかねというのは一理はある。そこのような仕組みについてはもうちょっと考えにやいかんから、時間の制限の設け方は、例えば所属する人数の時間によって割る、総括質疑じゃけえ。本会と同じように会派代表したから総括質疑と言われれば、20分だったら今度は1人会派のところは5分しかないよと、とかというふうなことによって整理をせんと、1人のところはもう無制限という印象を与えるようになってはいけません。だから、そこらはこれから整理をしても、処理して。

委員長（山元経穂君） 議運の委員長、よろしくお願いします。

だから、私もさっきの松本さんの時に、ここで言う話ではないよという、総括がだめだった、委員会がだめだった、ここで議論する場じゃないですから。

委員（脇本茂紀君） それは、質疑ということについてもうちちょっと理解をしてもらわにやいかんかなと。

委員長（山元経穂君） そうですね。

委員（脇本茂紀君） ただ、そういう意味で、この制度を設けたことの中にはそれなりに一つ一つの意味があるわけで、そのために総括質疑とか委員外議員の発言というのを認めとる。それは議員一人一人にとっては、逆の立場から言ったら権利になる、議会の中で全然発言する権利がないと困るので、発言権として総括質疑がありますよと、委員外議員の発言権がありますよと。ただ、それが余りにも1人の人にもものすごく使われて、後の人に使われなかったらいろいろな不満が出てくる。そういうふうな状況にこの間なっとるけえ、それについてはみんなで改善の方向を模索せにやいけん。

委員長（山元経穂君） はい。今の脇本委員さんの話じゃないです。個人的な感想で言ったら、だからこういう文書を出すこともいかんって、これも議会改革だと思うんです。もっと波及していったら、一般質問の文書もきちっとした文書を書いて出すっていうのは一つの議会改革かなとは思いますが。

委員（脇本茂紀君） だから、一般質問については全ての文です。ただ、今のように締め切りがその前の日の4時になっとるわけじゃけえ、4時までにそんなに細こう書けるかといったら。

委員長（山元経穂君） ただ、ちょっとこれはひどいです、いかに言うても。

委員（脇本茂紀君） だから、そこらの制度的な枠組みについてはそれから検討せにゃいけん。

委員長（山元経穂君） お願いします。

委員（脇本茂紀君） 今言うように、それは相手がどうやって答弁すりゃいいんかわからんような質疑というのは大体あり得んわけで、だから少なくとも質疑をする以上は質疑する方も謙虚に向こうに答えを頂くようにするというのが……。

委員長（山元経穂君） そうです、そういう意味できちんとした文書を書いて出さないといけないと。

委員（脇本茂紀君） だから、そういう箇条書きで出してくれということは言うとする。題名だけじゃなしに、必ず質問事項をしっかりと箇条書きで書いて。

委員長（山元経穂君） そうです。おっしゃるとおりです。

委員（脇本茂紀君） それが、ただそこまでは徹底してないけえ。何々ですというて、昔のことを言えば、昔は市政全般についてというて書いてあった。あと、内容がきちんとなかったら聞きに来いという議員さんもおった。

委員長（山元経穂君） 総合計画丸写しで答弁書つくっとけえじゃと言うて。

委員（脇本茂紀君） じゃけえ、そういうことにならんようにするためにもということ、例えば一般質問も1回目の質問も全部出そうということにして、そのことは逆に理事者側の答弁も的確に用意できる、そういうことはお互いさまの話。

委員長（山元経穂君） 何を聞いているかがはっきりすれば、何を答えるかをはっきりしてくれってということで議論が深まるということですから。ということは、ちゃんとした丁寧な文書で出して相手に問わなければいけないということになります。

委員（脇本茂紀君） だから、さっきあの時外野の声もあったけど、確かに委員会の権限は委員長にあるわけで、いろんな判断はそうであるべきだけでも、そうはいつでも民主主義じゃけえ。

委員長（山元経穂君） だから、私は採決を頂いた上での判断ということですから。

副委員長（川本 円君） ただ、難しいですよ。委員長の立場もあるけど、範疇を超えた超えんかというのは個々に、特に松本先生なんかは関わることとか趣旨を変えてならえんじゃろうがという解釈と、僕ら、委員長が思うとる範囲が余りにも差があるけえこういうことが起きるんじゃ思うんです。

委員長（山元経穂君） ありがとうございます。

副委員長（川本 円君） いえいえ、ほんま難しい思いますよ。

委員（堀越賢二君） はい、済みません。

委員長（山元経穂君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 今回その委員会メンバーでこれをよしとするかどうかというのも決ったんですけど、基本出したものはだめじゃともなかなか言えんので、先ほど言われたように質問事項を明確にして、答弁しやすいものをせんと意味がないと思うんで、そういうふうなものをしていくよというものをいま一度、今回議会定例会終わった後に9月と12月の反省といいますか、制度の運用上こういった方がいいよねといったようなものを盛り込んだものを議運で協議頂いて、次回3月によりよい、全部じゃあよくなるかといったら動かしてみないとという部分もあるんですけど、よりよい議会運営といったようなところに向けて行って頂ければいいと思いますので。ただ、委員会についてはそういうルールを守って頂くといった上においては、私は委員長がその権限において議事進行は委員長に委ねるべきだと思います。

委員長（山元経穂君） ありがとうございます。

だから、もとで言ったらもう受理段階、さっきの話になるんですが、受理段階からのチェックっていうことになりますよね、はっきり言って。堀越委員のように、確かに受け付けたら言わせないといけないというか、言う権利は与えてしまったということにはなると思うんで、受理段階からチェックしていくことが必要だと、おっしゃるとおりだと思います。ありがとうございます。

このまま続けてもいいですか。ありがとうございます。

副委員長（川本 円君） ちょっとごめんなさい。僕の認識が間違うとる。

今堀越委員が言われた、これら決めるのは議運で決めるんですか。

委員長（山元経穂君） 大体議運で諮りようる。

副委員長（川本 円君） 議運になるんですか。諮るんは議運ですと、そういうこと。

委員長（山元経穂君） どうぞ。

議会事務局次長（住田昭徳君） 先ほど事務的なことも話に出ましたし、今どこで決めるのかというお話もありましたので、それらの答弁になるかどうかわかりませんが。

9月からこの制度を始めまして、正直委員外議員の発言というのは今回で2度目ということでございます。今日は違う意味で会議規則、委員会条例、一部言われてきとるわけで

すけども、その中に委員外議員発言というのがありまして、通常委員外議員発言というのは、この委員会がまずこちらから要請をして出席してもらうというのが一つの側面、もう一つは今やってるように、向こうの方から出席をしてここで発言したいという2面ございます。通常大体前回の委員会であれば後者ということで、どちらかといえば自分の所管委員会ではない分野に対して思いを聞きたいというようなところでの発言ではなかったかなと思います。我々としてもこういう行政職というのは法に基づいて行っておりますので、まずこの会議規則で書いてあることについては、委員外議員発言で云々と書いてます。これを認めるか認めないかっていうのは委員会で決めてもらいます。今日も決めて頂いたということになるんですが、実は本会議場で発言する場合は事前に通告をせよということになっておりますけども、委員会は書いておりません。ですからここは、逆に言えばそのルールを徹底しようと思えば、どこかで申し合わせ等を決めないとこれは前に進まないだろうと思います。だから、その申し合わせを決める場合は、全体を今回議運に諮問をして議運で骨格決めてきたということもありますけども、その申し合わせを決めるなら議運がいいのか、代表者会議がいいのかというのは皆さんで諮って頂ければというふうに思っております。それで、委員会でこの中身を決めるわけですので、当然今の流れからいきますと、じゃあ事前通告を詳しく、大体詳しくと書いても要旨しか書いておりませんので、どの程度まで書けばそれにふさわしいかというのはわかりませんが、委員会の場合は、逆に委員長宛てに出すものと思っております。今はたまたま形がないものですので議長宛てのものを使っておりますけれども、委員長へ出す、例えば今日委員会があるわけですよ。昨日で言えば昨日の4時が締め切りとしてました。ですから、逆に言えば昨日の段階で委員長の方には残って頂いて、委員長に手渡して頂くのが筋だと思います。通常一般質問もそうなんですけども、我々事務局に出されて、出したからもう受け付けたというふうに認識をされる議員の方がたくさんいらっしゃいます。今お話にありましたけども、受理の段階でそれをどうするかというのも考えていくなれば、その受理の仕方そのものについてもこれから皆さんが御協議して行って、どの形が一番ふさわしいのかというのを是非決めて頂ければというふうに思っておりますのでよろしくお願ひします。

委員長（山元経穂君） だから、脇本委員さんがさっき言われたように、時間がないから4時じゃというんだったら、例えば日程が許すならば1日明けて出してもらうとかというのもひとつありかなとは思ったりもするんですが、総括質疑を受けて、じゃあ自分はこういうことを、さっきの話の議論です。1日明けて、じゃあ次の日の何時まで、その次の日

の何時までとか翌々日の何時までっていうのもひとつありかもしれないです。ただ、日程は許すか許さないかとかっていう問題もあるでしょうから。

こんなところでよろしいでしょうか。

ほかに御意見なければ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） では、これで自由討議は終わらせて頂きます。

議会事務局次長（住田昭徳君） 議案に対する次の質疑とかというのはいいですか。

委員長（山元経穂君） 議案に対する次の質疑は、まあ、ええでしょう。

今さらながら、2回目総括質疑がありますので、また総括質疑、市長もお見えになりますから、またその辺であればそれまでに御意見を考えて頂きたいと。それでまた、今回民生さんの方が結局どうなったかわからんのですが、実は議案数も少ないからっていうことで今日1日という話もあったんですが、でもそれは議案の多い少ないに関わらず、1週間採決まで十分考えて結論を出すべきであろうということで、うちはまた1週間後の10日に開かせて頂くということにしましたので、この辺も御了承願いたいと思います。

議会事務局次長（住田昭徳君） 今、夜の意見交換会というお話を頂きました。次の2回目の総括を全て議決、委員会の議決が終わった後に所管事務のところで、本来の所管事務で次はうちは何をするかということと、あわせてその時に、実は先般行われました総務文教委員会の行政視察の報告をするという。夜やって頂くのはいいんですけども、夜やって頂く前に、これは正式な行政報告をしないといけませんので、費用弁償を使って視察へ行った、であるならば、それに伴って皆さんで総括をして頂いて、委員会として議長へ報告をするという手続を行った上で夜へ持って行って頂ければというふうに思います。

委員長（山元経穂君） ありがとうございます。

じゃあ、16日の4時から委員会ということでいいですか。それぐらいの時間で。5時じゃあちょっと無理なんで。4時で委員会ということでよろしいですか。

委員会をして夜の懇親会ということで。

副委員長（川本 円君） 4時。

委員長（山元経穂君） 4時から委員会でという日程で。

じゃあ、それでよろしくをお願いします。

ほかに何か決めることあります。

済みません。遅くなりましたが、それでは今日の委員会はここで散会致したいと思います。

す。皆様どうもありがとうございました。

午後0時10分 散会